

# その他の関連法規

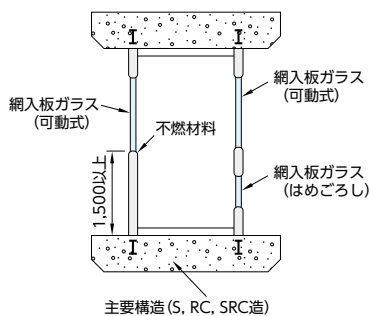
## 道路上の渡り廊下

(法第44条、令第145条2項)

道路上の渡り廊下などに使用する板ガラスは、落下防止の面から網入板ガラスの使用についてのみ認められています。なお、落下の恐れのない構造であれば板ガラス品種は自由であり、落下防止性能のある合わせガラスを使用する場合はその可否を個別に特定行政庁に確認することとしています。また、渡り廊下は、床面から高さ1.5m以上の壁を設けます。なお1.5m以下に開口部を設ける時ははめごろしとします。

(図1参照)

図1 渡り廊下の構造

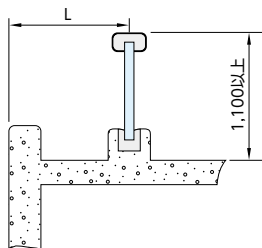


## 手すり・さく

(令第126条)

屋上広場または2階以上の階にあるバルコニー、その他これに類するものの周囲には安全上必要な高さ1.1m以上の手すりの壁・さく・金網を設けることになっています。手すりなどに板ガラスを用いる場合、万一の破損時のことを考え、板ガラスの品種や工法あるいは設計時に安全性を見込んだ距離(L)を決めるなどの配慮が必要です。(図2参照)

図2 手すり・さくの構造



## 居室の必要採光面積

(法第28条、令第19、20条)

居住、執務、作業、集会、娯楽などの目的で継続的に使用する室を居室といい、特定の建築物の居室の床面積に対する採光有効面積の割合が規定されています。特定の建築物の居室には床面積に対して定められた割合以上の採光有効な開口部が必要です。ただし、全ての窓面積が採光上有効となるわけではなく、隣地境界線などから開口部までの距離などで決まります。また、道路、公園、広場、水面などに面した開口部についてはその開口部全体が有効となり、天窗(トップライト)は側窓の3倍の効力を有するとされています。

### ■採光面積(令第19条3項)

採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は表1の通りです。

表1 居室の必要採光面積の割合

居室の種類	床面積に対する割合
1) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教室	1/5以上
2) 保育所の保育室	
3) 病院又は診療所病室	
4) 寄宿舎の寢室又は下宿の宿泊室	
5) 児童福祉施設などの寢室、児童福祉施設(保育所を除く)の保育、訓練、日常生活などを目的として使用されるもの	1/7以上
6) 1)に掲げる学校以外の教室	
7) 病院、診療所及び児童福祉施設の居室のうち、談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの	1/10以上

※割合 =  $\frac{\text{採光有効面積}}{\text{居室の床面積}}$

## エレベーター

(令129号の6、7、告示第1416号)

エレベーターのかご及び昇降路は難燃材料で造る、又は覆うことと定められています。ただし、地階又は3階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターのかご、その他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターについては制限がありません。

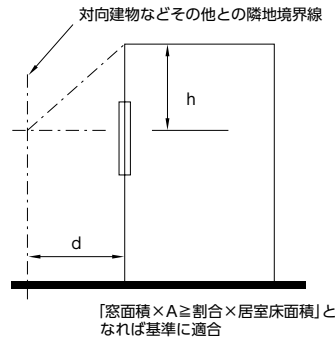
※エレベーターの構造仕様については法令の他に「日本エレベーター協会標準(JEAS)」をご参照ください。

### ■採光有効面積の算定方法

#### 採光有効面積

= 開口部の面積の合計 × 採光補正係数(A)

図3



#### A: 採光補正係数(0 ≤ A ≤ 3)

$A = \{(d/h) \times a\} - b$

※a、bの値は用途地域によって異なる。(表2)  
 ※道に面する場合、dは反対側の境界までの距離。  
 ※公園、広場などの空地に面する場合、dはその幅の1/2境界線が外側にあるとみなせる。  
 ※道に面しているか否か、又はdの大小によってAが決まる。  
 ※天窗(トップライト)ではA=3とする。

表2

用途地域	a	b
1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	6	1.4
2) 準工業地域、工業地域又は工業専用地域	8	1.0
3) 近隣商業地域、商業地域又は用途地域の指定のない区域	10	1.0